

現代イギリスの労使紛争処理システム

[研究メンバー]

主査	菅野和夫	東京大学教授
	諏訪康雄	法政大学教授
	山川隆一	武蔵大学助教授
	荒木尚志	東京大学助教授
研究生	李 鋌	東京大学大学院
	藤川久昭	東京大学大学院

[報告書目次]

第一編 労使審判所法制の概観

はじめに

- 1 総論
- 2 労使審判所の管轄権
- 3 申立期間とその宥恕
- 4 申立と応訴
- 5 労使審判所における訴訟指揮
- 6 審問前手続
- 7 労使審判所によらない解決
- 8 審問手続
- 9 決定
- 10 その他の金員支払い命令

おわりに

第二編 労使審判所における労使紛争処理の実態分析

- 1 はじめに
- 2 労使審判所の構成及び管轄
- 3 労使紛争の処理状況
- 4 労使審判所の紛争処理プロセス
- 5 不公正解雇
- 6 結び

[内容要旨]

労使紛争処理機関を複数持ち、紛争処理の経験が長年蓄積されているイギリスの労使紛争法制および実態を研究し、労働組合の組織率低下や労働力流動化を背景に、ますます関心が高ま

っているわが国の労使紛争処理システムを考察する際の基礎的資料を提供することを目的とした。

① まず、Industrial Tribunal（労使審判所；略 IT）を中心に最新の法制度の状況を正確にフォローしてその特徴を取り出し、

② 法制検討の過程で、IT と Advisory, Conciliation and Arbitration Services（助言・斡旋・仲裁委員会；略 ACAS）との関係、不公正解雇事件の実際の取扱が特に重要であることが明らかとなったので、研究者が実際にイギリスに赴いて現地で IT 及び ACAS に対するヒアリングを行い、不公正解雇事件を中心に IT における実際の運営について調査研究を行った。

I 労使審判所（IT）法制の概観；

1993 年規則という最新の法制に依拠して、

1. IT の管轄権
2. 申立機関とその宥恕
3. 申立と応訴
4. IT による訴訟指揮
5. 審問前手続
6. IT によらない解決
7. 審問手続き
8. 決定
9. その他の金員支払い命令

について検討を行った。

その結果、

- ① 轄・除斥期間の明確な規定、
- ② 申立・応訴等に関する様式の定型化（IT1 様式）による利用の容易化、
- ③ 濫訴に対応するための IT の職権による訴訟指揮権の広範囲化、
- ④ 当事者の適正な手続的保障の十全化、⑤一定の要件の下での IT によらない解決の認容、

等が IT 法制の特徴として理解された。

このように、労使紛争の迅速・簡易・低廉な解決、当事者の権利の可及的保護という制度目的を達成するような法制度が構築されていること、が理解された。

II IT における労使紛争処理の実態分析

①ITの構成及び管轄、②労使紛争の処理状況、③ITの紛争処理プロセス、について検討し、そこで中心となるのが解雇をめぐる争いで、現在のITが、あたかも不公正解雇事件を専門的に処理する機関となっていることにかんがみ、1985年規則下における不公正解雇に関する紛争処理の実態を中心に、どのような過程を経て紛争が処理されているかを明らかにした。

その結果、紛争処理実態については、やはり不公正解雇事件が中心に扱われていること、事件によって紛争処理の実態が異なること、が理解された。不公正解雇事件の紛争処理に関しては、主にACASによって解決が行われていること、ITによる場合は主に金銭賠償命令によって解決されていること、ITの解決に対する労働者の満足度は比較的高いこと等が理解された。